

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条の3 前2条に規定するもののほか、<u>文部科学省が実施する大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコースを履修する外国人留学生のうち、学業優秀と認められる者については、願い出により、当該期分の授業料の全額を免除することがある。</u></p> <p>2 前項の規定による授業料の免除に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条の3 前2条に規定するもののほか、<u>次の各号の一に該当する者については、願い出により、第1号に掲げる場合にあつては当該期分の、第2号に掲げる場合にあつては総長が定める期間の授業料の全額を免除することがある。</u></p> <p>(1) <u>文部科学省が実施する大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコースを履修する外国人留学生で、学業優秀と認められる場合</u></p> <p>(2) <u>外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度（総長が指定するものに限る。）により本学に入学する外国人留学生で、学業優秀と認められる場合</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成25年1月30日から施行し、平成25年4月1日以後に入学する者から適用する。</p>